

## 廃棄物処理手数料改定について

### 1 改定の理由及び考え方

#### (1) 手数料の経緯

現在、23区の一般廃棄物処理手数料は各区の条例で定めているが、一般廃棄物の収集運搬体制を見た場合、中間処理が共同処理であることから、23区統一的な料金で行うことが確認されている。

#### (2) 理由

現在の事業系ごみ（平均日量50キログラム未満）、および家庭臨時ごみ（平均日量10キログラム以上）の収集・運搬及び処理・処分に係る廃棄物処理手数料は、廃棄物処理手数料原価の乖離を解消するために平成25年10月に改定がされた。

廃棄物処理手数料の改定は、改定後3年目に見直しを検討する事になっているが、今回、現行手数料と手数料原価との乖離（3.5円）が生じていることから、これを解消するために改定を行うものである。

また、今後の改定は3年後に見直し検討し4年目に改定を行う予定となっている。

#### (3) 考え方

廃棄物処理手数料を、収集・運搬で3.5円（改定率10%）引き上げることとする。この結果、現在36円50銭/キログラムの廃棄物処理手数料が40円00銭/キログラムとなる。

#### (4) 改定内容

円/キログラム

|       | 廃棄物処理手数料（現行） | 廃棄物処理手数料（改定） |
|-------|--------------|--------------|
| 収集・運搬 | 21.0円        | 24.5円        |
| 処理・処分 | 15.5円        | 15.5円        |
| 合計    | 36.5円        | 40.0円        |

#### (5) 改定時期

平成29年10月1日

### 2 今後の予定

#### (1) 区民及び事業者への周知

めぐろ区報、ホームページ及びちらし等による周知、有料ごみ処理券取扱店舗でのポスター掲示のほか、23区共同でPR活動を行う。

以上